

一般財団法人埼玉伝統工芸協会役員退職に伴う慰労金支給規程

平成24年1月27日
規程第 12 号

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人埼玉伝統工芸協会役員(以下「役員」という。)の退職に伴う慰労金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第2条 役員が退職したときは退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の額は、その者の在職年数に10,000円を乗じて得た額とする。

3 退職慰労金の算出にかかる在職年数については、5年を限度とする。

計算期間は年単位とし、1年に満たない場合は切り捨てとする。

第3条 役員である業務執行理事には、この規程は適用しない。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は評議員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成11年3月25日から施行する。

2 財団法人埼玉伝統工芸協会役員退職に伴う慰労金支給内規を廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。